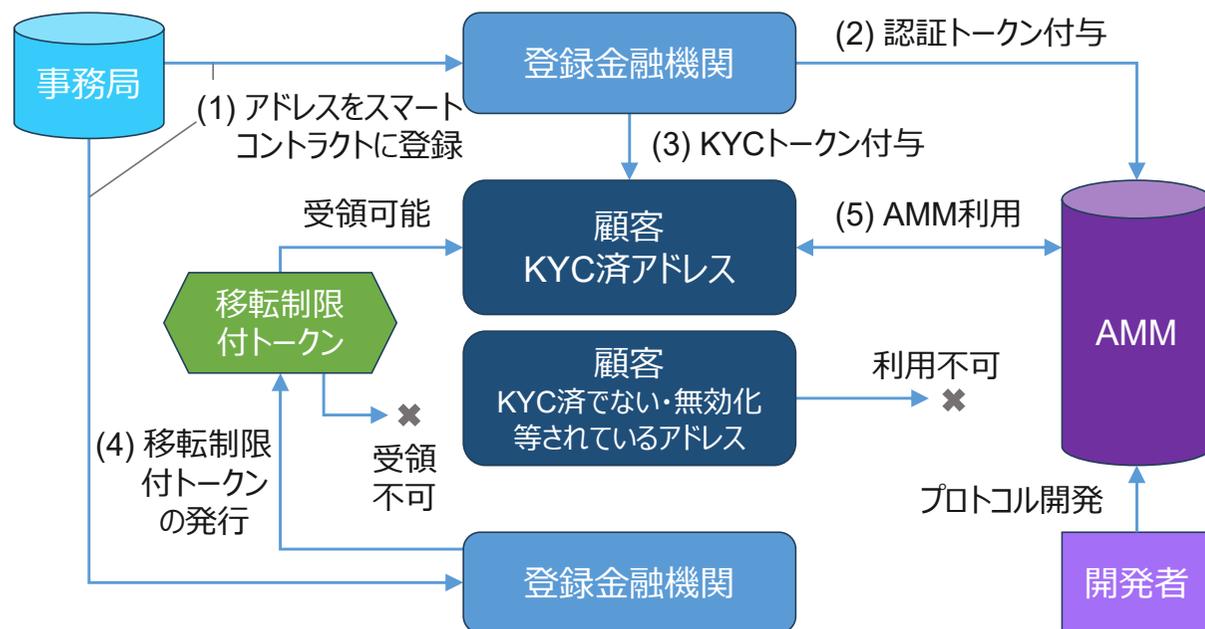


【FinTech実証実験ハブ⑩】金融機関によるAMM機能の提供等に関する実証実験

- 金融機関が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（ML/FT）対策を行った上で、顧客等に対してAMM機能を用いたサービスを提供することを検討。
- アドレス（に紐づくウォレット）が金融機関等による本人確認（KYC）済であることを示す措置及びKYC済アドレス間でのみ移転可能なトークンの発行によりML/FTに関するリスク低減が可能か等を検証。
- 参加企業は、SBI VCトレード株式会社、ソニー銀行株式会社、株式会社大和証券グループ本社、野村ホールディングス株式会社、ビットバンク株式会社、みずほ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、KPMGジャパン。

実験概要

- (1) 金融機関のアドレスをブロックチェーン上のスマートコントラクトに登録することで、KYCトークンの付与が可能。
- (2) 仲介型金融機関が、特定の条件を満たしたAMMに対して、認証トークンを付与。
- (3) 仲介型金融機関が顧客のKYCを行った上で、仲介型金融機関が提供するウォレット等のアドレスにKYC済であることを示すKYCトークンを付与。
- (4) 発行型金融機関がKYC済アドレス間でのみ移転可能な移転制限付トークンを、KYC済の顧客等のアドレスに送付。
- (5) KYC済の顧客等が移転制限付トークンを用いて認証トークンを付与されたAMMを利用。



実験結果等

- 認証トークン、KYCトークン及び移転制限付トークンを無効化することにより顧客の取引を停止することが可能であることを確認できた。
- 金融庁からは、いわゆるDEXの protocols の開発・設置は、利用者に暗号資産の交換等を可能とし、一定の場合には暗号資産交換業に該当する余地があり、また、暗号資産制度WGにおいて、その技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方について、今後、各国の規制やその運用動向も注視しながら、継続して検討を行うことが適当であるとの議論がなされていることに留意が必要であること、実証実験の中で講じられた措置は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインで求められるリスク低減措置に照らして、リスクを低減させる方向に作用しうるものと考えられることなどを回答した。
- なお、実装に向けては、法的な課題や態勢整備等の運用上の課題等について、引き続き検討していく必要がある。
- 今後、こうした金融機関ごとのML/FTリスクを含めた様々なリスクに応じたリスク低減措置を講じた上でサービスを提供することにより、金融システム全体の健全性が維持されることが期待される。